



国土交通省
関東地方整備局

路上規制情報提供システム

運用説明書

占用工事用

対象：占用企業者等

国土交通省 関東地方整備局

改訂履歴

改訂日	改定内容	備考
2006/12/15	・ 初版	
2007/4/1	・ 語彙見直し ・ 規制実施開始・中止・開始時刻変更注意事項追加 (P. 13) ・ 規制区分（断続規制、連続規制）説明文変更 (P. 22)	1. 1
2011/3/2	・ 語彙見直し ・ システム利用環境のパソコンブラウザ条件に IE8 を追加 (P. 4) ・ 工期終了通知メールの追加 (P. 5、6、18) ・ 規制情報入力制限の緩和（規制当日の規制情報登録、承認が可能） (P. 10)	1. 2
2013/3/25	・ システム利用環境の携帯電話にスマートフォン対応及び gmail 利用を追加 (P. 4)	1. 3
2014/2/27	・ 規制実施予定登録機能（東京国道のみ）を削除	1. 4
2016/02/29	・ IEver. 11 対応追記 (P. 4) ・ 各登録に「未規制」を追加 (P. 12)	1. 5
2018/3/8	・ 承認確認メール修正、送信時間 3 日経過後→5 分後 (P. 10) ・ 全工程工事規制の完了登録追加 (P. 16)	1. 6



目 次

第1章 システム概要.....	1
1.1 本システムのイメージ.....	1
1.2 本システムの入力対象.....	2
1.3 本システムの各分担（ユーザ分類）について.....	3
1.4 システム利用環境.....	4
第2章 システム運用.....	5
2.1 路上工事のシステム運用.....	5
第3章 基本語句説明.....	18
3.1 問合せ番号	18
3.2 工事基本情報、工事予定情報、工事規制情報.....	20
3.3 契約工期、施工期間、規制期間.....	21
3.4 規制区分（断続規制、連続規制）.....	22
3.5 工事区分（昼間工事、夜間工事）.....	22
3.6 システムアクセス用 URL	23

システム概要

1

路上規制情報提供システム（以下、「本システム」と呼ぶ）は、関東地方整備局管内の直轄国道で実施される路上工事情報等を、リアルタイムに道路利用者へ提供することを目的としたシステムです。

ここでは、本システムの概要と各担当者の分担（分類）、システム利用環境について記載します。

1.1 本システムのイメージ

本システムのイメージを下記に示します。

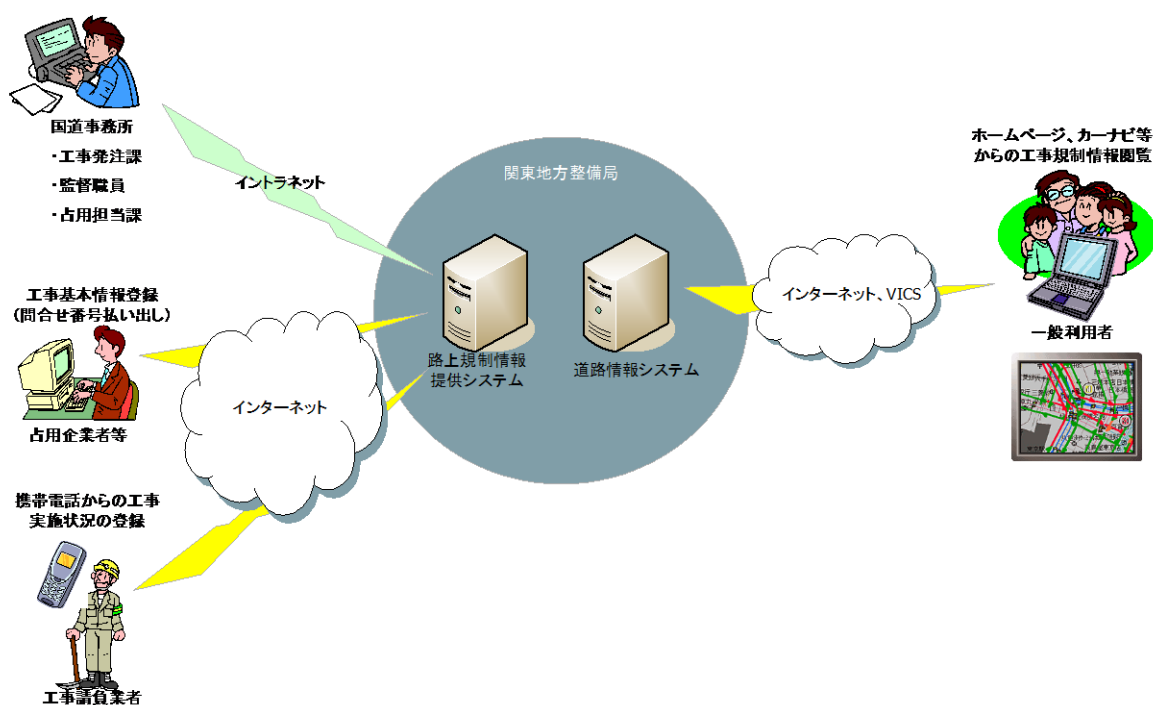


図 本システムイメージ

1.2 本システムの入力対象

本システムの入力対象は、直轄国道上で実施する路上工事情報です。

【路上工事情報】

路上工事情報は、直轄国道敷内で行う工事及び作業が対象です。(通常の路上工事が対象)

1.3 本システムの各分担（ユーザ分類）について

システムを運用する上の各分担（ユーザ分類）を示します。本システムを利用するユーザは下記のいずれかのユーザ分類に属し、ユーザ毎にユーザ ID、パスワードが発行されます。各ユーザはユーザ ID、パスワードで認証することによって、システムを利用することができます。

表 ユーザ分類

ユーザ分類		対象	組織	役割
道路管理者		道路管理、交通対策担当課	国道事務所	路上工事情報全般の管理を行う。
占用工事※1	占用担当課	占用担当課（道路管理担当課）	国道事務所	「工事基本情報登録 URL」の申請受付、回答を行う。
	占用企業者等※2	占用企業者（電気、電話、ガス、上下水道、鉄道 etc） 直轄以外の道路管理者（都県政令市、市区町村、高速道路会社）	占用企業等	担当工事の「工事基本情報」の入力、編集及び「工事予定情報」、「工事規制情報」の管理を行う。
	工事請負業者	占用工事請負業者	—	請負工事の「工事予定情報」「工事規制情報」の入力、編集を行う。また、携帯電話による規制状態の登録を行う。

【本システムの運用上のルール】

- ※1 本システムでは直轄工事以外の路上工事は全て「占用工事」として扱います。
よって、道路管理者間の協議による工事（県道等の接続により発生する工事や交差点部の施工に伴い規制帯が国道に影響する工事など）は「占用工事」として扱います。
- ※2 ※1により、本システムの「占用企業者等」には、電気、ガス等の占用企業者のほかに「直轄以外の道路管理者」が含まれます。

1.4 システム利用環境

本システムを利用するためには、以下に示す準備が必要となります。

(1) パソコン(PC)

本システムを利用する上での PC 条件は次のとおりです。

	【占有企業者等、工事請負業者】 インターネットに接続できる環境が必要です。 なお、インターネットへの接続方法は問いません。
	・ Internet Explorer (IE) 11 対応 なお、IE10 以前は動作保証対象外となります。 ・ モダンブラウザ (chrome、firefox など) にも対応します。

(2) 携帯電話 (フィーチャーフォン、**スマートフォン対応 (2013 年 4 月 5 日機能追加)**)

本システムを利用する上での携帯電話条件は次のとおりです。

	本システムを利用する工事請負業者 (現場代理人) は、メールやインターネット接続機能をもった携帯電話 (i-mode/EZweb /Yahoo!ケータイ) を準備する必要があります。 ※一部古い機種では対応していない場合があります。 ※スマートフォン対応しました。(Android 4.0 以降、iOS 5.0 以降) (2013 年 3 月 25 日機能追加) ※gmail 対応しました。(2013 年 3 月 25 日機能追加)
携帯電話会社	  

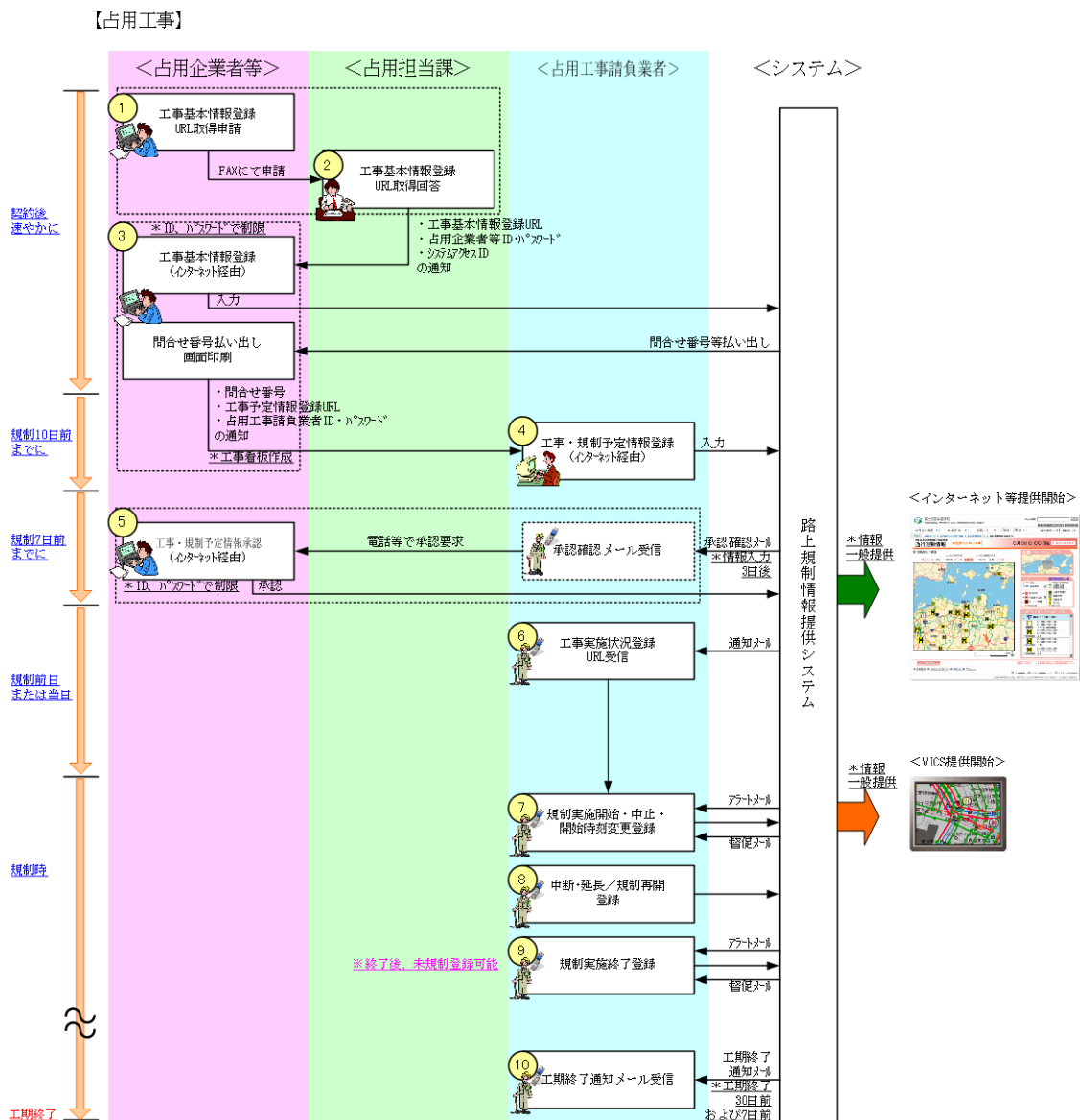
システム運用

2

ここでは、システムを運用する際の注意点、前提条件等を記載しますので、熟読して下さい。

2.1 路上工事のシステム運用

< 占用工事のフロー >

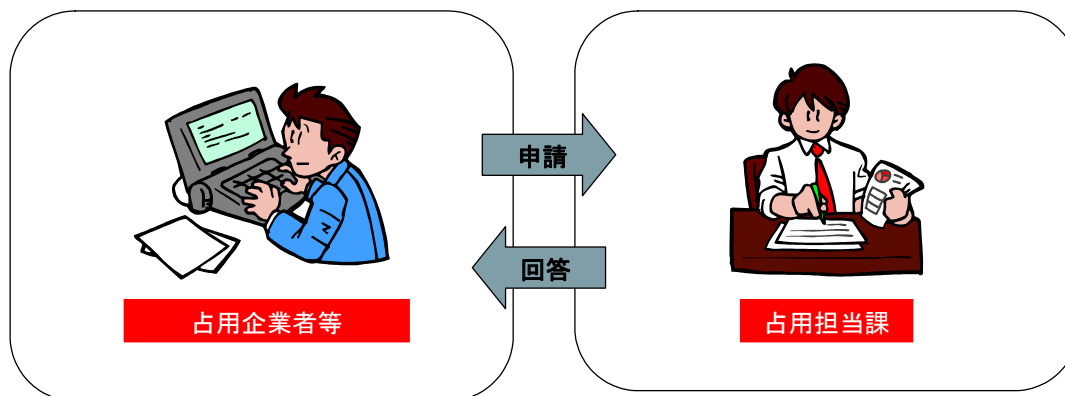


※①～⑩の説明は P6 以降に示します。

(1) 工事規制開始前の運用

①工事基本情報登録URL取得申請

②工事基本情報登録URL取得回答



① 工事基本情報登録 URL 取得申請（占有企業者等）

システムの利用にあたり占有企業者等は『工事基本情報登録 URL』、『ユーザ ID』及び『パスワード』を取得するため、工事箇所を管理する国道事務所の占有担当課へ『工事基本情報登録 URL 取得申請』を FAX により申請します。

申請書の様式は、次ページのとおりです。



- ・ 工事基本情報登録 URL 取得申請は、占有企業者等が初めてシステムを使用する場合のみ必要な手順となります。(2 回目以降は、同じユーザ ID、パスワードを使用して下さい。)

路上規制情報提供システム
【工事基本情報登録（問合せ番号払い出し）】
URL取得申請書

〇〇国道事務所 〇〇〇〇課 〇〇係

●申請者

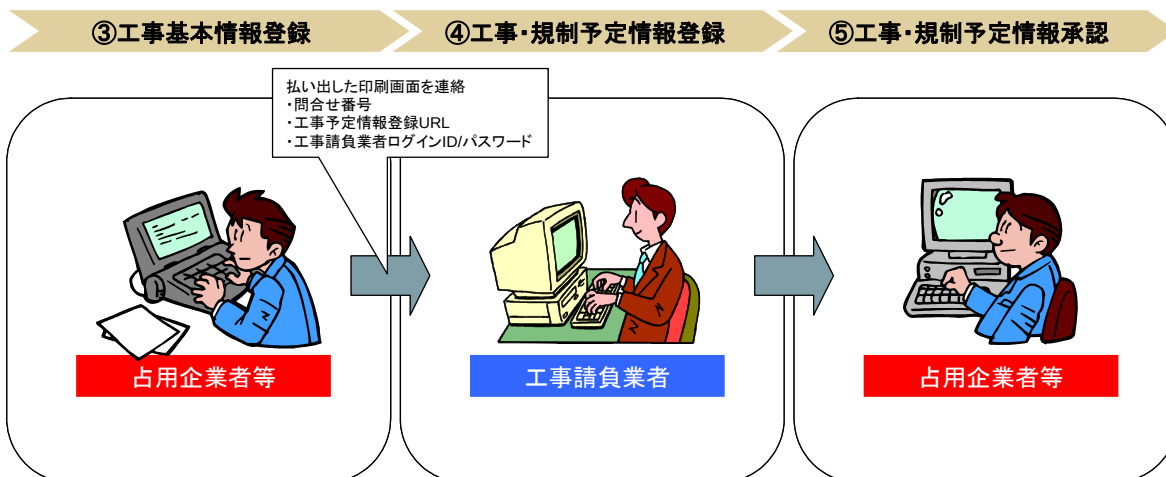
FAX :

● 回答

〇〇国道事務所　〇〇〇〇課　〇〇係

〇〇国道受付印	
受付番号	

7



③ 工事基本情報登録（占用企業者等）

占用企業者等は『工事基本情報登録 URL 取得申請』の回答に記載されている『工事基本情報登録 URL』、『ユーザ ID』及び『パスワード』により、本システムへアクセスします。『工事基本情報』を登録すると、『問合せ番号』、『工事予定情報登録 URL』、『ユーザ ID』、『パスワード』『システムアクセス ID』が自動的に発行されます。（次ページ参照）

占用企業者等は、発行された『問合せ番号』等を工事請負業者に連絡します。



- ・ 工事基本情報は、工事契約後、速やかに登録をして下さい。
- ・ 1つの工事で複数路線、または複数箇所を工事する場合は、路線毎、箇所毎に問合せ番号を発行して下さい。（P19(3)をご覧ください。）
- ・ 一度発行した問合せ番号は変更できません。変更する場合は、該当する工事基本情報を削除し、新たに工事基本情報登録を行い、問合せ番号を発行して下さい。
- ・ システムアクセス ID は工事請負業者が登録した工事・規制予定情報にアクセスするための ID です。

FAX発信票		全 ページ 1 /
		年 月 日
宛先:	発信元:	
FAX:	TEL: FAX:	
ご回答 ☐ 不要（連絡のみ） ☐ 要（ 月 日 時まで）		

件名:

問合せ番号と工事予定情報登録URLのお知らせ

下記の通り登録手続きが完了しました。
下記URLにアクセスし、ログインID／パスワードを入力してください。

問合せ番号 (工事看板提出用の8桁)	8301:1111		
システムアクセスID	06138301111172023		
ログインID	9999999999	パスワード	7aA7aA4a
管轄事務所	東京国道事務所		
工事実施者	東京電力		
工事件名	道路改良工事		
工事予定情報URL	https://www.*****		
発行日	2006/10/11		
備考			

以上

図 問合せ番号払い出し情報 サンプル

④ 工事・規制予定情報登録（工事請負業者）

工事請負業者は、工事発注者から得た『工事予定情報登録 URL』、『ユーザ ID』及び『パスワード』により、本システムへアクセスし、『工事予定情報』『工事規制情報』を入力します。

インターネットで問合せ番号に対応した路上工事情報を提供するため、直轄国道上で行う工事及び作業（交通規制の有無に関係なく）について、『工事予定情報』『工事規制情報』を登録する必要があります。ただし、規制を行わない工事については、規制内容を『規制なし』として工事規制情報を登録して下さい。

また、同一の問合せ番号の工事において、複数の規制を実施する場合は、全ての『工事規制情報』を入力します。



- ・ 工事・規制予定情報は、規制開始日の 10 日前までに登録して下さい。
ただし、10 日前時点で工事規制情報が未定の場合は工事予定情報のみを登録し、詳細が決定次第、工事規制情報を入力して下さい。
- ・ 工事規制当日も登録できますが、道路利用者に対して予定情報をお知らせしていますので、これまで通り 10 日前までの登録をお願いします。（2011 年 3 月 2 日機能変更）
- ・ 規制開始時刻を過ぎた規制情報の登録はできません。（2011 年 3 月 2 日機能変更）
- ・ 工事請負業者によって登録された工事・規制予定情報は、インターネット等に提供されるので注意して下さい。

⑤ 工事・規制予定情報承認（占有企業者等）

工事請負業者が登録した工事・規制予定情報の内容を確認し、承認を行います。承認後から情報がインターネット等に提供されます。



- ・ 工事請負業者が登録した工事・規制予定情報を確認するため、対象工事をシステムアクセス ID で検索し、承認を行います。
- ・ 工事規制情報入力後、5 分 30 秒経過しても承認がされない場合は、工事請負業者及び監督職員（登録済みの場合のみ）へ承認確認メールが送信されます。占有企業者等は承認漏れがないように注意願います。
- ・ 承認をしないと以降の操作ができないので注意して下さい。
- ・ 工事規制当日でも承認できます。ただし、規制開始時刻を過ぎた規制情報の承認はできません。（2011 年 3 月 2 日機能変更）
- ・ 承認後に工事規制情報を修正した場合は、再度承認が必要になります。

⑥工事実施状況登録URL受信



⑥ 工事実施状況登録 URL 受信 (工事請負業者)

規制前日または規制当日に、『工事実施状況登録 URL』が記載された通知メールが、登録された請負業者の携帯電話に自動的に送信されます。

なお、送信のタイミングは下記の通りです。

→昼間工事（06:00～18:00）は規制前日の **15:00** に通知

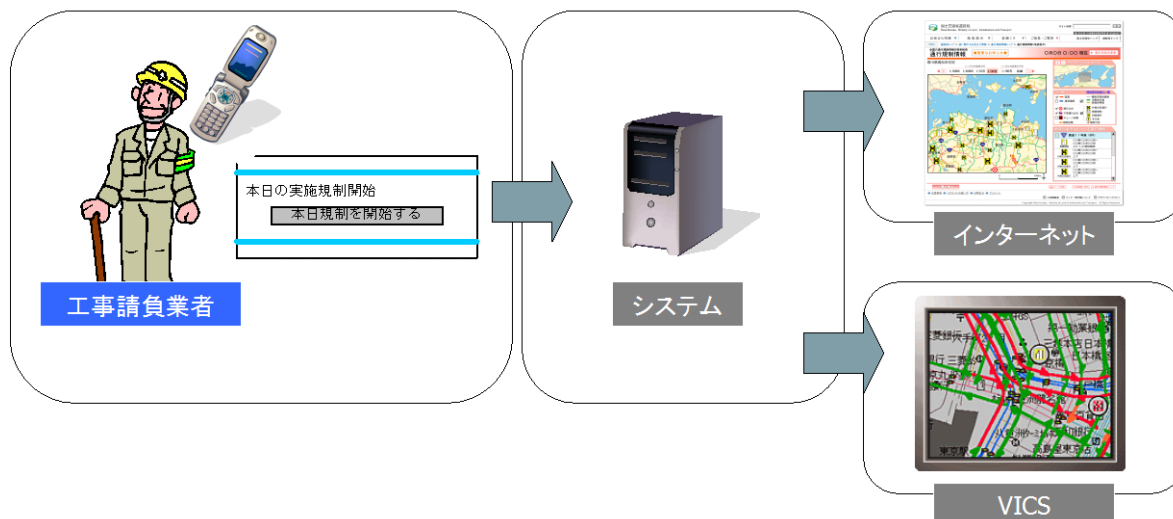
→夜間工事（18:00～翌 06:00）は規制当日の **13:00** に通知

- 

ktr.mlit.go.jp

(2) 工事規制当日の運用

⑦ 規制実施開始・中止・開始時刻変更登録



⑦ 規制実施開始・中止・開始時刻変更登録 (工事請負業者)

a) 規制実施開始登録

規制の開始と併せ、『工事実施状況登録 URL』にアクセスし開始登録を行って下さい。開始登録するとリアルタイムにインターネット等に情報が提供されます。また、開始予定時刻前後にシステムが自動的に登録を促す下記のメールを送信します。

- ・ 開始予定時刻の 30 分前にアラートメールが送信されます。
- ・ 開始予定時刻を過ぎても開始登録がない場合は、督促メールが 10 分間隔で送信されます。



- ・ 開始操作、終了操作は必ず規制開始、規制終了時刻になってから行って下さい。※開始操作、終了操作を行った内容が VICS、インターネット等に提供されます。



- ・ 規制中止登録のみ 6 時間前から操作できます。
(2016 年 3 月 2 日改修)

b) 規制実施中止登録

中止が決定した時点で、『工事実施状況登録 URL』にアクセスし中止登録を行って下さい。中止登録するとインターネット等に情報が提供されません。
また、開始予定時刻 60 分前以前に中止登録すると、アラートメール、督促メールはシステムから送信されません。

c) 規制実施開始時刻変更登録

開始時刻変更が決定した時点で、『工事実施状況登録 URL』にアクセスし開始時刻変更登録を行って下さい。また、開始予定時刻 60 分前以前に開始時刻変更登録すると、アラートメール、督促メールは変更時刻を基準にシステムから送信されます。



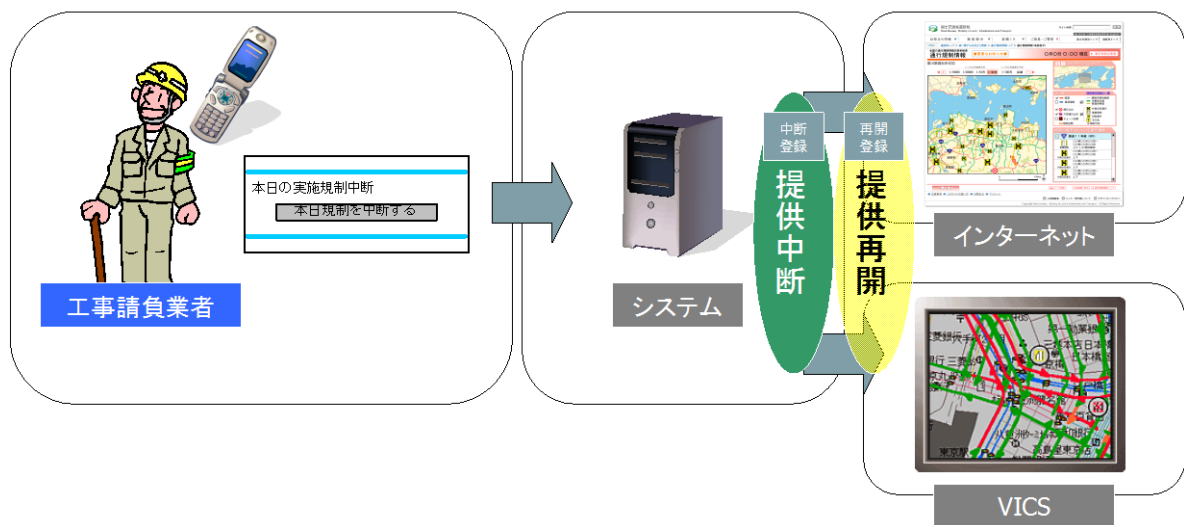
- ・ 開始予定時刻の 1 時間前から操作ができます。
- ・ 不感地帯により携帯電話による操作ができない場合は、操作ができる場所まで移動し、工事実施状況を登録して下さい。
- ・ 開始時刻変更、中止登録は発注者の承諾が必要になる場合があります。事前に発注者に確認して下さい。

< 規制開始前の携帯電話登録項目 >

システム上の 規制状態 \ 選択項目	開始	開始時刻 変更	終了	終了時刻 延長	中止 ※	中断	再開	未規制 (規制予定)	全工程 工事規制 完了
未規制	○	○	×	×	○	×	×	×	×
中止	×	×	×	×	×	×	×	○	×

※規制開始予定の 6 時間前から登録可能

⑧ 中断・延長／規制再開登録



⑧ 中断・延長／規制再開登録（工事請負業者）

a) 規制実施中断登録

中断が決定した時点で、『工事実施状況登録 URL』にアクセスし中断登録を行って下さい。中断登録するとインターネット等への提供を中断します。また、中断中に終了予定時刻を迎えても、アラートメール、督促メールはシステムから送信されません。

b) 規制実施終了時刻延長登録

終了時刻延長が決定した時点で、『工事実施状況登録 URL』にアクセスし終了時刻延長登録を行って下さい。また、終了予定時刻 60 分前以前に終了時刻延長登録すると、アラートメール、督促メールは延長時刻を基準にシステムから送信されます。

c) 規制実施再開登録

再開が決定した時点で、『工事実施状況登録 URL』にアクセスし再開登録を行って下さい。再開登録するとリアルタイムにインターネット等に情報が提供されます。

※中断中に終了時刻延長も可能ですが、中断中に終了延長時刻を迎えても、アラートメール、督促メールはシステムから送信されません。

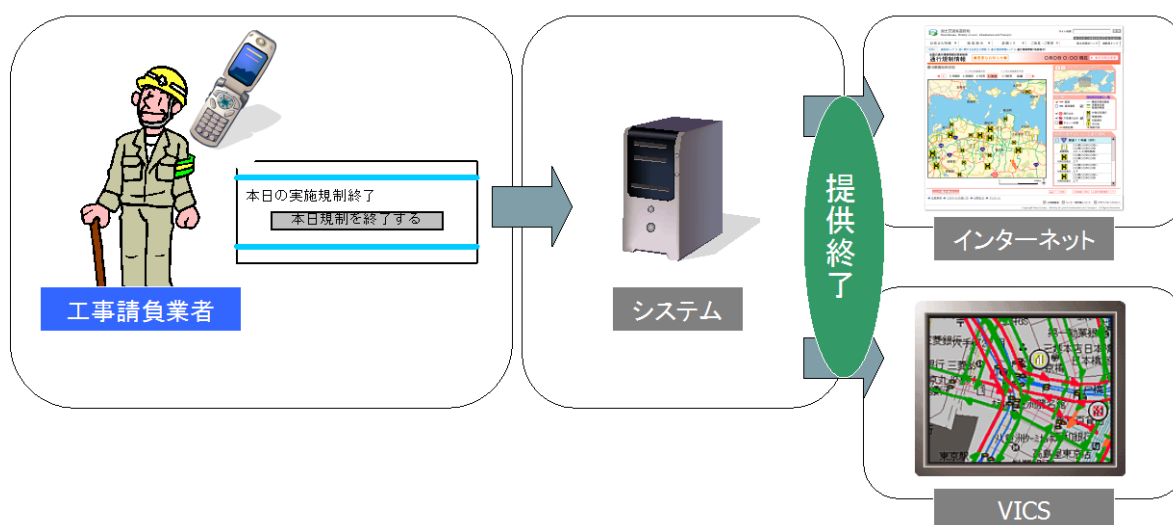


- ・ 不感地帯により携帯電話による操作ができない場合は、操作ができる場所まで移動し、工事実施状況を登録して下さい。
- ・ 終了時刻延長、中断（再開）登録は発注者の承諾が必要になる場合があります。事前に発注者に確認して下さい。

< 規制中、中断中の携帯電話登録項目 >

システム上の 規制状態 \ 選択項目	開始	開始時刻 変更	終了	終了時刻 延長	中止 ※	中断	再開	未規制 (規制予定)	全工程 工事規制 完了
規制中	×	×	○	○	×	○	×	×	○
中断	×	×	×	○	×	×	○	×	×

⑨ 規制実施終了登録



⑨ 規制実施終了登録（工事請負業者）

終了予定時刻になったら、『工事実施状況登録 URL』にアクセスし終了登録を行って下さい。終了登録するとインターネット等への提供を終了します。また、終了予定時刻前後にシステムが自動的に登録を促す下記のメールを送信します。

- ・ 終了予定時刻の 30 分前にアラートメールが送信されます。
- ・ 終了予定時刻を過ぎても終了登録がない場合は、督促メールが 10 分間隔で送信されます。



- ・ 不感地帯により携帯電話による操作ができない場合は、操作ができる場所まで移動し、工事実施状況を登録して下さい。
- ・ 終了登録されないまま終了予定時刻から 1 時間経過すると、システム側で自動終了し、インターネット等の提供を終了します。

◆全工程工事規制の完了登録◆

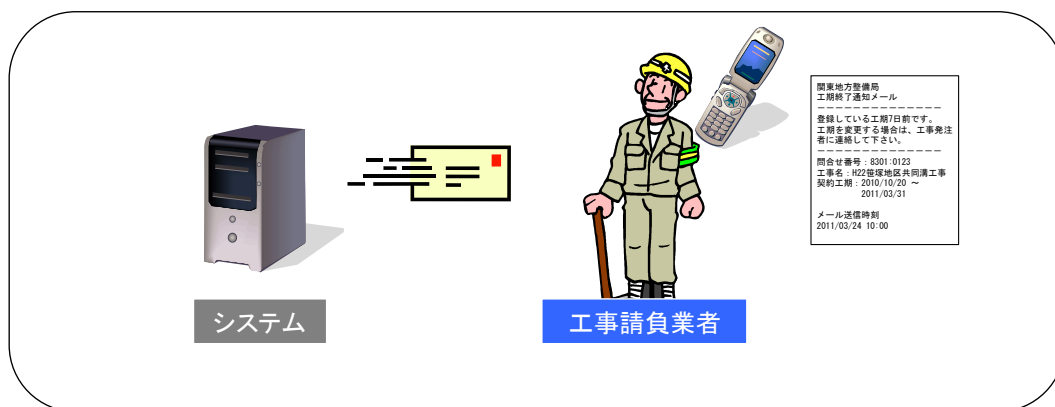
工事終了時、工事規制が予定終了日時より以前に終了した場合、その工事の完了登録として『全工程工事規制完了』を行って下さい。

< 規制終了後の携帯電話登録項目 >

選択項目 システム上の 規制状態	開始	開始時刻 変更	終了	終了時刻 延長	中止 ※	中断	再開	未規制 (規制予定)	全工程 工事規制 完了
終了	×	×	×	×	×	×	×	○	×

※規制終了予定時刻まで登録可能とする。

⑩工期終了通知メール受信



⑩ 工期終了通知メール受信（工事請負業者、占用工事請負業者）

工期終了の30日前及び7日前の10:00に、登録された携帯電話に自動的に配信されます。工期を延長する場合は工事発注者に工期延長するよう依頼して下さい。（2011年3月2日機能追加）



- ・ 工期を延長しているにもかかわらず、登録している工期が過ぎてしまった場合は新たに問合せ番号を取得する必要があります。
- ・ 工期を延長する必要がない場合は工事発注者への連絡は不要です。

基本語句説明

3

ここでは、本システムで扱う基本語句の説明をします。

3.1 問合せ番号

(1) 問合せ番号の定義

路上工事を識別する 8 桁の番号です。全ての工事・作業に対し、問合せ番号を付与することにより、以降の工事関係の状況をリアルタイムに把握しインターネットを通じて提供できます。実際に問合せ番号は工事看板への表記や、インターネットからの問合せキーとして利用します。なお、問合せ番号はシステムが自動的に採番します。

【問合せ番号 8 桁】 2 桁（8 3 固定）＋ 2 桁（事務所番号）： 4 桁（年度毎の工事連番）

（例） 8 3 0 1 : 0 0 0 1



図 工事看板イメージ

(2) 問合せ番号有効期間

問合せ番号は、一度払い出しを行うと工事期間が終了するまで有効です。ただし、同一年度内では同一番号が払い出されません。複数年にわたる工事の場合、工事期間中同一の問合せ番号を使用することになります。

※工期延期の場合

当初、本システムへ登録した契約工期内に、工事基本情報から工期を延期する必要があります。

※工事基本情報の詳細説明は P21 をご覧ください。

(3) 問合せ番号払い出しの単位

国道上で行う工事及び作業（工事規制の有無に関係なく）では、1つの工事につき1つの問合せ番号を取得する必要があります。ただし、以下のような場合は1つの工事で複数の問合せ番号を取得する必要があります。（その都度、問合せ番号を払い出します。）

○ 1つの工事で複数路線の工事を行う場合は、路線毎に問合せ番号を取得する。

【例1】 複数路線で行う工事は、路線毎に問合せ番号を取得する。

（例：金杉橋維持工事 施工路線：1号、15号、357号の場合）

- 金杉橋維持工事（1号） 8301:0001
- 金杉橋維持工事（15号） 8301:0002
- 金杉橋維持工事（357号） 8301:0003

○ 1つの工事で複数箇所の工事を行う場合は、箇所毎に問合せ番号を取得する。

【例2】 複数個所で行う工事は、箇所毎に問合せ番号を取得する。

（例：代々木管内塗装工事 施工場所：本町、幡ヶ谷、下高井戸歩道橋の場合）

- 代々木管内塗装工事（国道20号本町歩道橋） 8301:0001
- 代々木管内塗装工事（国道20号幡ヶ谷歩道橋） 8301:0002
- 代々木管内塗装工事（国道20号下高井戸歩道橋） 8301:0003

3.2 工事基本情報、工事予定情報、工事規制情報

工事基本情報、工事予定情報、工事規制情報を併せて路上工事情報と定義します。

【工事基本情報】

工事基本情報とは、問合せ番号を払い出すための基本情報です。**占有企業者等**が入力します。

【工事予定情報】

工事予定情報とは、工事基本情報以外の詳細な工事情報です。**工事請負業者**が入力します。

【工事規制情報】

工事規制情報とは、路上で実施する規制の詳細な情報です。1つの工事に対して複数の規制を入力することができます。**工事請負業者**が入力します。

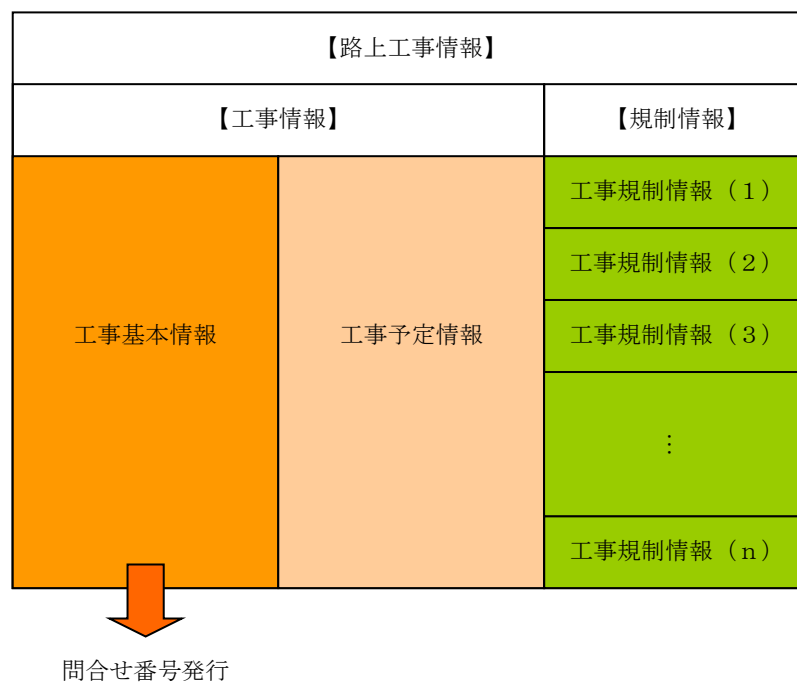


図 路上規制情報イメージ

3.3 契約工期、施工期間、規制期間

【契約工期】

契約工期とは、工事契約書に記載してある契約期間です。

【施工期間】

施工期間とは、実際に工事の施工を開始してから終了するまでの予定期間（現場に着手してから撤収するまでの予備日を含む期間）です。（工事看板に掲示する期間となります。）

※工事看板イメージはP19をご覧ください。

【規制期間】

規制期間とは、工事規制する予定日時です。規制期間には、工事規制情報として登録した規制予定期間と、実際に携帯電話から工事規制開始・終了登録(操作)された実作業時間も反映されます。

システムへの登録データ	
契約工期	:12/01～翌年 3/31
施工期間	:01/01～03/20
規制期間	:01/10 09:00～03/15 18:00
規制区分	:断続規制

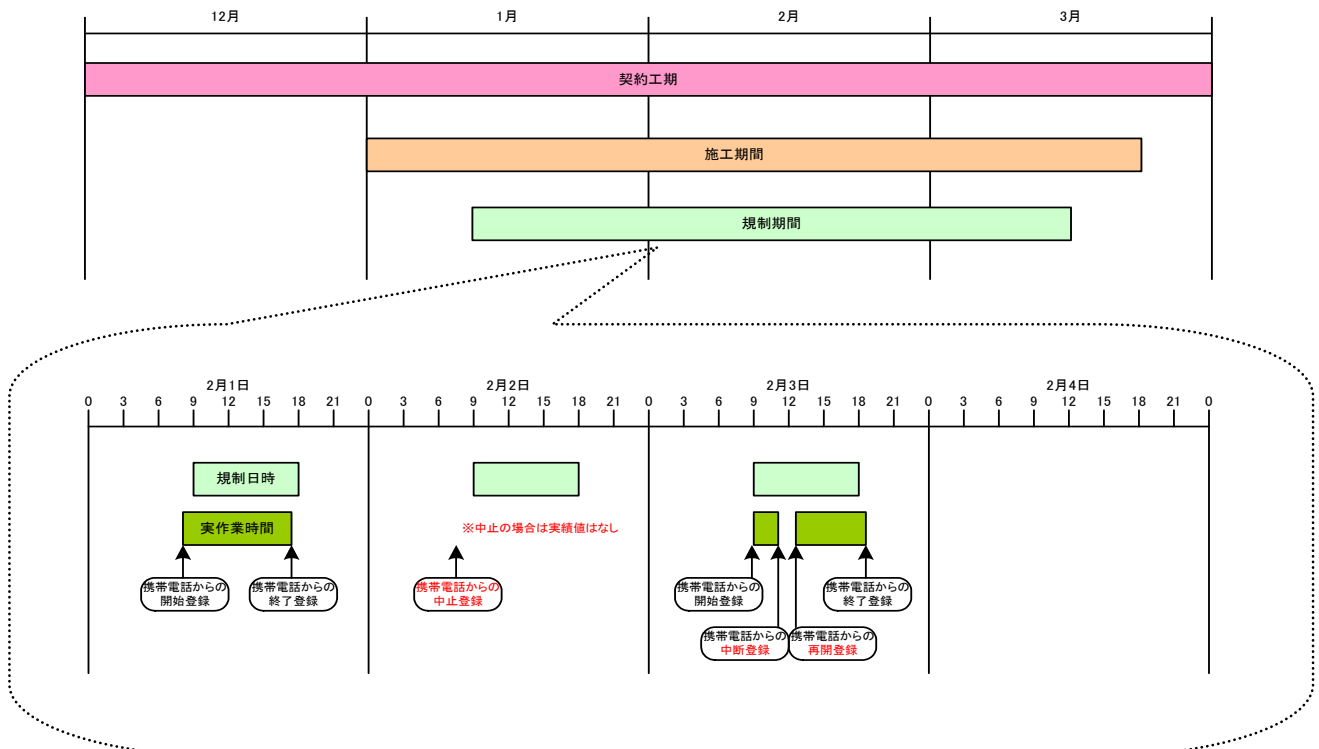


図 契約工期、施工期間、規制期間イメージ

3.4 規制区分（断続規制、連続規制）

【断続規制】

断続規制とは、登録する規制日において登録する規制時間の規制を複数日行います。

例：21 時～翌 5 時の規制を毎晩行う場合。

【連続規制】

連続規制とは、登録する規制日及び規制時間において途切れなく規制を行います。

例：3 日間途切れなく 24 時間連続して規制する場合。

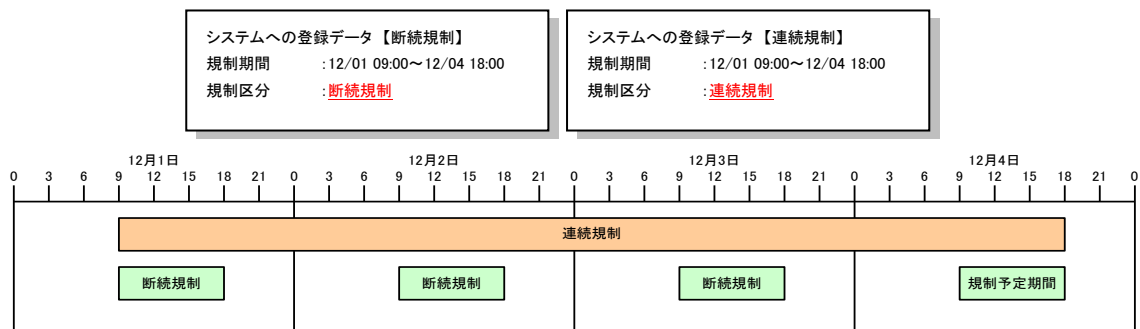


図 規制区分（断続規制、連続規制）イメージ

3.5 工事区分（昼間工事、夜間工事）

工事区分は、入力した情報を基にシステム側で自動的に判断します。

【昼間工事】

昼間工事とは、規制期間又は開始予定時刻が **06:00～18:00** の工事です。

【夜間工事】

夜間工事とは、規制期間又は開始予定時刻が **18:00～翌 06:00** の工事です。

3.6 システムアクセス用 URL

【工事基本情報登録 URL】

占有企業者等が問合せ番号を払い出すための URL です。

【工事予定情報登録 URL】

工事請負業者が工事・規制予定情報を登録するための URL です。

【工事実施状況登録 URL】

工事請負業者が携帯電話を使って工事規制実施状況を登録するための URL です。
(URL はシステムから自動的に送信されます。)